

【注意】R6年度要望調査は終了
R7年度は内容が変更される場合があります

茶園集積推進事業

静岡県農業ビジネス課

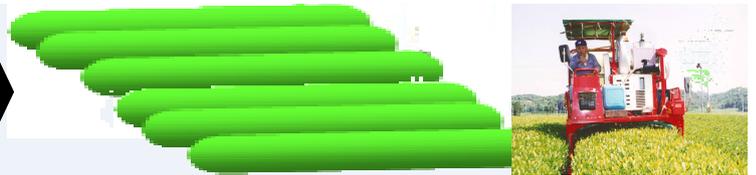
- 【事業概要】 茶園の集積を進めて茶業経営の効率化を図るため、農地中間管理機構を通じて借り受けた茶園において、茶樹改良等の取組を行う場合に、経費の一部を助成します。
- 【実施主体】 農業経営を行う茶工場又は茶工場を利用する茶生産者
事業の対象となる茶園の農業を担う者として地域計画の目標地図に位置づけられている者又は位置づけられることが見込まれる者
- 【対象茶園】 機構を通じて新たに借り受け、以下の取組メニューを合計100ポイント以上実施した茶園
- 【助成額】 定額5万円 / 10a (県2.5万円 / 10a、市町2.5万円 / 10a)

【事業メニュー】

茶樹の改良	取組メニュー	ポイント
乗用摘採機の活用	枕地の抜根、整地(両側)	17
	枕地の抜根、整地(片側)	8
	畝方向の統一(抜開、抜根)	7.8
	耕作道整備	1.7
連坦のための高さ調整	中切り又は台切り	9.3
	深刈り	3.7
樹勢回復	土壌改良(堆肥散布)	5.3
	深耕	5.1
	初期除草(手取り)	1.8



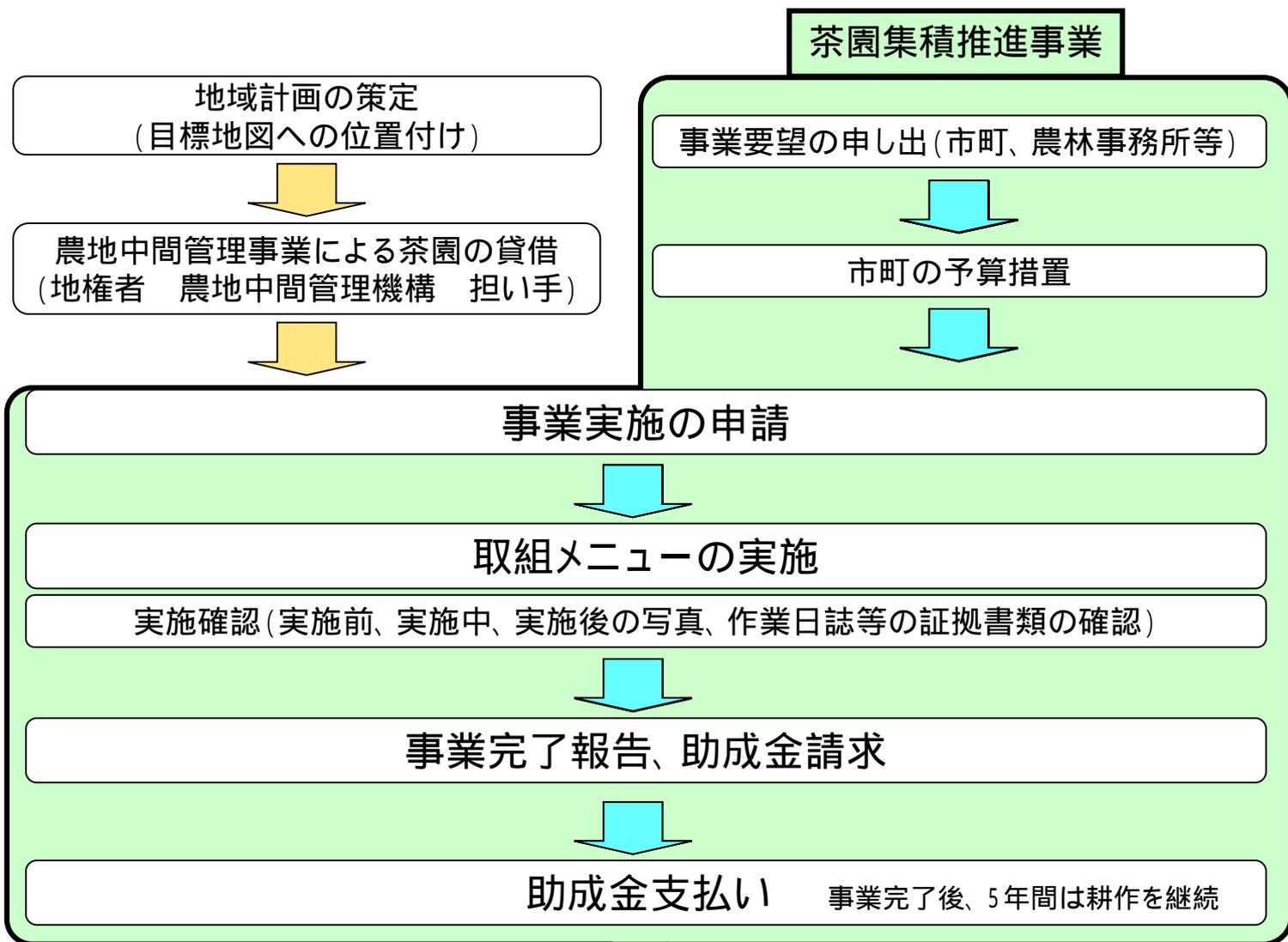
機械化
対応



【ポイント計算例】

- (例1) 枕地の抜根、整地(両側)と 中切り又は台切りの2つのメニューを実施
17ポイント + 9.3ポイント = 合計110ポイント 5万円/10aを助成
- (例2) 中切り又は台切りの1つのメニューのみを実施
9.3ポイントのみ = 合計9.3ポイント 100ポイント以下のため助成なし

事業実施の流れ



【事業実施に当たっての注意事項】

本事業は、事業着工前に農地中間管理事業を活用した茶園の利用権設定が完了している必要があります。

農地中間管理事業の手続きには時間がかかりますので、できるだけ早めに市町又は農協、農林事務所に農地中間管理事業の実施について申し出を行ってください。

本事業は、県と市町との協力により助成を行うため、市町の予算措置が完了したのちに事業実施が可能となります。

【参考】

茶園集積推進事業は、現在植えられている茶樹の改良を行うための事業です。茶樹を抜いて段差解消などの整地工や改植、区画拡大を行う場合は、以下の事業の活用をご検討ください。

茶の改植を行う場合・・・茶改植等支援事業

切土、盛土により茶園の段差を解消する場合・・・農地耕作条件改善事業

区画拡大、集約化を行う場合・・・基盤整備促進事業(定額)

詳しくは・・・お近くの農林事務所又は県庁農業ビジネス課へお問合せください。

賀茂農林事務所企画経営課:(0558)24-3611

東部農林事務所生産振興課:(055)920-2158

富士農林事務所生産振興課:(0545)65-2194

中部農林事務所生産振興課:(054)286-9020

志太榛原農林事務所生産振興課:(054)644-9214

中遠農林事務所生産振興課:(0538)37-2269

西部農林事務所生産振興課:(053)458-7212

県庁農業ビジネス課:(054)221-2617